

## 「湖医会」 役員選出規程

2009年（平成21年）1月1日制定

### 第一項：目的（公選）

本規程は、役員公選の趣旨に従い、会則を補足し、円滑・公正な役員選出を行うことを目的とする。

### 第二項：選挙管理委員会

第一項の目的を達成するために、常任幹事会は、総会の6ヶ月前までに、選挙管理委員3名を正会員のうち卒業会員および大学院会員より自薦他薦によって選出し、幹事会の承認を経て、選挙管理委員会（以下「選管」と略す）を立ち上げ、互選による代表者1名を決めなければならない。選管事務所は「湖医会」事務局室内に置き、必要な事務は「湖医会」事務局に委託できる。ただし委員・事務局員共に相応の守秘義務を負う。

### 第三項：選挙公示

選管は、「湖医会」新役員選挙公示を、総会5ヶ月前までに行う。

### 第四項：立候補届

1. 各候補者は公示後、総会の3ヶ月前まで、選管に立候補届を済まさなければならない。立候補届の様式は細則に従う。
2. ただし、各期生からの推薦による幹事は、前回と変動がない場合はこの限りではない。これは選管が総会において一括名簿提出を行う。
3. 各期生の推薦に基づかないで立候補する候補者は、本項1に拠り総会に諮る。

### 第五項：情報開示

選管は、候補者の所信表明・実績・履歴などを、役員候補者届に基づき、会員に総会1ヶ月前までに開示しなければならない。ただし、候補者のプライバシーには十分に配慮し、開示の前に本人の承諾を得る必要がある。開示の手段は、本会の各種会議、機関紙、ホームページ、および学内掲示等公的性格を有する媒体による。

### 第六項：総会による選出

1. 選管委員から少なくともその代表者あるいは代理1名以上が総会にいて立ち会わなければならない。

2. 選出議事に先立ち、選管委員は、選挙までの経緯が会則および規程・細則に基づき行われたことを報告する。
3. 先ず幹事を選出する。選管委員は各期生推薦の幹事候補者名簿を提示し、議長はこれを受けて当該幹事の承認審議を行う。
4. 各期生推薦以外の幹事候補者が第四項の3.によって総会に提出されている場合は、議長の求めにより、候補者はあらためて挙手し、その意思を述べて総会の承認を得る。ただし已む無き理由で欠席の場合は代理人でも良い。
5. 続いて会長を選出する。候補者は議長の求めにより登壇し、その意思を表明し選挙により決定する。
6. 次に副会長の自薦他薦を行う。若干名を選出する。
7. 最後に監査役を選出する。本項の5 に準じて自薦他薦によって行う。過半数の賛意により選出される。
8. ただし、本項 3. 4. 5. の各規定に適う会長等の立候補者がいない場合は、予め選挙管理委員会と幹事会が合同で討議して善後策を総会に提示しその議決に基づいて選出を行う。

#### 第七項：新役員の公示

以上によって選出された新役員について、選管は1ヶ月以内に本会ホームページおよび本学掲示板に公示し会員に知らせなければならない。公示と共に選管委員会は解散する。事務局担当副会長がその後の役員広報の責任を負う。

#### 第八項：改正

本規程の改正は常任幹事会の検討を経て幹事会の承認を要する。また、規程を補足する必要がある事項について細則を設ける。これは常任幹事会に一任するが、幹事会はこれを検討修正することができる。

附則1：この規程は2009年1月1日より発効する。